

三浦市地域生活支援事業に係る地域生活支援サービス費の支給を行う事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三浦市地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、三浦市が行う地域生活支援事業のうち、地域生活支援サービス費の支給を行う事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施事業及び内容)

第2条 この要綱において地域生活支援サービス費の支給を行う事業とは、次の各号に掲げる事業をいう。

(1) 実施要綱第2条第1項第4号に規定する移動支援事業。ただし、次に掲げる外出は原則支給の対象にしない。ただし、市長が特別に認めた場合はこの限りではない。

- ア 通勤、営業活動等
- イ 通所、通学等の通年・長期にわたる外出
- ウ 行事の主催者や管理者が介助すべき外出
- エ 社会通念上適当でない外出

(2) 実施要綱第2条第1項第5号に規定する地域活動支援センターⅡ型事業

(3) 実施要綱第2条第1項第8号に規定する日中一時支援事業

(実施事業の対象者)

第3条 前条第1号の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する者又は本市以外に住所を有する者であって、本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）であって、障害の程度が1級若しくは2級の視覚障害者又は肢体不自由の障害者等

(2) 本市に住所を有する者又は本市以外に住所を有する者であって、本市から法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者のうち、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている障害者等

(3) 本市に住所を有する者又は本市以外に住所を有する者であって、本市から法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者等又は自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の交付を受けている者

(4) 本市に住所を有する者又は本市以外に住所を有する者であって、本市から法第22条

第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下、「施行令」という。）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特定の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に掲げる疾病により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の障害を有すると医師が診断した者

2 前条第2号又は前条第3号の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する者又は本市以外に住所を有する者であって、本市から法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている障害者等

(2) 本市に住所を有する者又は本市以外に住所を有する者であって、本市から法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者のうち、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている障害者等

(3) 本市に住所を有する者又は本市以外に住所を有する者であって、本市から法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者等又は自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の交付を受けている者

(4) 本市に住所を有する者又は本市以外に住所を有する者であって、本市から法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者のうち、施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特定の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に掲げる疾病により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の障害を有すると医師が診断した者

(申請)

第4条 第2条各号に規定する事業の申請を受けようとする者は、三浦市障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律等で定める給付費等の支給に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第2条で定める支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により、市長に申請するものとする。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、地域生活支援サービス費支給の要否を決定し、支給を決定したときは、障害者地域生活支援事業決定通知書（第1号様式）により通知し、不支給を決定したときは、障害者地域生活支援事業不支給決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により支給決定を行うときは、調査のうへ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第12条で定める勘案事項を整理するものとする。

- 3 第2条第1号の支給決定を行うときは、身体介護の有無について、別表1により決定するものとする。
- 4 第2条第2号の支給決定を行うときは、別表2により障害程度区分を決定するものとする。
- 5 第2条第3号の支給決定を行うときは、障害福祉サービスの障害支援区分により区分を決定するものとする。ただし、障害児の支給決定を行うときは、別表3により区分の決定を行うものとする。
- 6 市長は、支給決定を行ったときは、地域生活支援サービス受給者証（第3号様式）に次に掲げる事項を記載し、当該支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）に対し、併せて交付するものとする。

- (1) 支給決定を行った地域生活支援サービスの種類
- (2) 支給量
- (3) 支給決定の有効期間
- (4) その他必要な事項

(支給決定の変更等)

第6条 前条の規定により、支給決定を受けた支給決定障害者等が、当該支給決定の内容に変更の必要が生じたときは、事務取扱要領第6条で定める支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、支給変更の要否を決定し、決定を行った場合においては、障害者地域生活支援事業変更通知書（第4号様式）及び利用者負担額変更通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 前条（第1項を除く。）の規定は、前項の支給変更の決定について準用する。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、支給決定障害者等が、第2条に規定する地域生活支援サービスを受ける必要がなくなった場合等、必要と認めるときには、当該支給決定を取り消すことができる。

(受給者証記載事項変更届)

第8条 第5条又は第6条の規定により、支給決定を受けた支給決定障害者等が、受給者証に記載する事項を変更しようとするときは、事務取扱要領第9条で定める受給者証記載事項変更届出書により、市長に申請しなければならない。

(受給者証の再発行申請)

第9条 第5条の規定により、支給決定を受けた支給決定障害者等が、受給者証の再交付の申請をするときには、事務取扱要領第10条で定める受給者証再交付申請書を準用し行う。

(地域生活支援サービス費の支給等)

第10条 市長は、支給決定障害者等が、登録等要綱により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）から地域生活支援サービスを受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援サービス費を支

給する。

(地域生活支援サービス費の算定基準)

第 11 条 前条の規定により支給する地域生活支援サービス費の額は、一月につき、第 1 号に掲げる額から第 2 号又は第 3 号に掲げる額を控除した額とする。

- 1 同一の月に受けた地域生活支援サービス等について、地域生活支援サービスの種類ごとに市長が別に定める額を合計した額
- 2 法第 29 条第 3 項第 2 号に係る政令で定める額 (当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)。ただし、当該支給決定障害者等が同一の月に受給する介護給付費又は訓練等給付費等の算定において法第 29 条第 3 項第 2 号において控除される額 (以下「介護給付費等の控除額」という。)との合計が政令で定める額を超えるときは、政令で定める額から介護給付費等の控除額を控除した額。
- 3 児童福祉法第 21 条 5 の 3 第 2 項第 2 号に係る政令で定める額 (当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)。ただし、当該支給決定障害者等が同一の月に受給する障害児通所給付費等において児童福祉法第 21 条 5 の 3 第 2 項第 2 号において控除される額 (以下「通所給付費等の控除額」という。)の合計が政令で定める額を超えるときは、政令で定める額から通所給付費等の控除額を控除した額。
- 4 第 2 条第 1 号に係るサービス費については別表 4 に定める額とする。
- 5 第 2 条第 2 号に係るサービス費については別表 5 に定める額とする。
- 6 第 2 条第 3 号に係るサービス費については別表 6 に定める額とする。

(代理受領)

第 12 条 支給決定障害者等が登録事業者から第 2 条に規定する地域生活支援サービスを受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が当該登録事業者を支払うべき地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援サービス費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該登録事業者を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し地域生活支援サービス費の支給があったものとみなす。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

身体介護あり	身体介護なし
次に掲げる状態のいずれか一つ以上に該当するものであること (ア)「食事」…「一部介助」又は「全介助」 (イ)「排泄」…「一部介助」又は「全介助」 (ウ)「入浴」…「一部介助」又は「全介助」 (エ)「移動」…「一部介助」又は「全介助」	身体介護ありに該当しない者

項 目	支 援 度 合	判 断 基 準
食 事	全 介 助 一 部 介 助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排 せ っ	全 介 助 一 部 介 助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入 浴	全 介 助 一 部 介 助	全面的に介助を要する。 体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移 動	全 介 助 一 部 介 助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。

別表2

地域活動支援センターⅡ型事業における障害程度区分の判断基準について

(1) 障害程度区分の内容

区 分	障害の程度
区 分 3	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区 分 2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区 分 1	区分3及び区分2に該当しない程度

(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準

項 目	支 援 度 合	判 断 基 準
食 事	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一 部 介 助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排 せ つ	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一 部 介 助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入 浴	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一 部 介 助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移 動	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一 部 介 助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。

(3) 留意事項

- ・視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の者は、現行制度と同様、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分3における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うこととする。
- ・食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取り扱うこととする。

別表 3

	項目	区分	判断基準
①	食事	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 ・介助なし 	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 ・介助なし 	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 ・介助なし 	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 ・介助なし 	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要 	<p>調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。</p> <p>調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。</p>

	ない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。		
--	--	--	--

区 分 3	①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上
区 分 2	①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「週に1回以上」が1項目以上
区 分 1	区分3又は2に該当しない児童で、①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

別表 4

移動支援事業単価表

(単位)

提供時間	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
30分未満	275	114
30分以上1時間未満	434	212
1時間以上1時間30分未満	630	295
1時間30分以上2時間未満	718	370
2時間以上2時間30分未満	809	444
2時間30分以上3時間未満	898	518
3時間以上3時間30分未満	988	592
以降30分を増すごとに	89	74

※単位数は居宅介護サービス費・通院等介助の単位数に1.072を乗じた数字をもとに作成。

※単価は10を乗じた数字とする。

※2人介護を行った場合は、単価に2を乗じた数を請求することができる。

※「所要時間30分の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。

別表 5

地域活動支援センターⅡ型事業単価表

(単位)

	提供時間	区分 1	区分 2	区分 3
地域活動支援センターⅡ型事業	4 時間未満	322	348	377
	4 時間以上 6 時間未満	535	582	629
	6 時間以上	696	756	816
	入浴支援加算	43		
	送迎加算 (片道)	58		

※単価は単位数に 10 を乗じた数字とする。

別表 6

日中一時支援事業単価表

障害者

(単位)

提供時間	区分 1・ 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	重心
4 時間未満 (1/4)	137	157	174	211	248	768
4 時間以上 8 時間未満 (2/4)	274	314	348	421	496	1,536
8 時間以上 (3/4)	410	469	521	631	742	2,303
低所得者 (生保・低 1・低 2) 給食加算						52

障害児

(単位)

提供時間	区分 1	区分 2	区分 3	重心
4 時間未満 (1/4)	137	166	211	768
4 時間以上 8 時間未満 (2/4)	274	331	421	1,536
8 時間以上 (3/4)	410	495	631	2,303
低所得者 (生保・低 1・低 2) 給食加算				52

※単位数は障害福祉サービスの短期入所の算定単位数に 1.072 を乗じた数字をもとに作成。

※単価は単位数に 10 を乗じた数字とする。